

## 九州地区大学体育大会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、九州地区大学体育協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第4条第1号に定める九州地区大学体育大会（以下「大会」という。）の運営について定める。

(実施要項)

第2条 大会の予算、決算、開催期日、種目担当校、競技種目及び競技内容等を定める実施要項の原案作成は、第4条第2号に規定する事務局大学を経て九州地区大学体育協議会総務委員会が行い、評議員会の承認を得るものとする。

(役員)

第3条 大会には、次の役員を置く。

- |             |    |                          |
|-------------|----|--------------------------|
| (1) 大会名誉会長  | 1名 | 九州地区大学体育協議会会長            |
| (2) 大会会長    | 1名 | 事務局大学の学長                 |
| (3) 大会副会長   |    | その他の当番大学の学長              |
| (4) 大会参与    |    | 当番大学の体育協議会参与             |
| (5) 大会実行委員長 |    | 事務局大学学生担当部長(教員)又は副学長     |
| (6) 大会事務局長  |    | 事務局大学学生部長(相当職を含む。)又は主務課長 |

2 役員任期は、その年の1月1日から1年とする。

(機関)

第4条 大会運営のため当番大学に次の機関を置く。

- (1) 大会実行委員会
- (2) 大会事務局
- (3) 種目別実行委員会
- (4) その他大会運営に必要と認められる機関

(大会実行委員会)

第5条 大会実行委員会は、次の事項を掌る。

- (1) 大会についての企画及び予算
- (2) その他重要な事項

(大会事務局)

第6条 大会事務局は、次の事項を総括する。

- (1) 大会の実施企画及び運営
- (2) 予算及び決算
- (3) 協議会本部・当番大学及び参加大学との連絡・調整
- (4) その他必要な事項

(種目別実行委員会)

第7条 種目別実行委員会は、次の事項を掌る。

- (1) 当該種目の企画及び運営
- (2) 当該種目の予算及び決算
- (3) その他必要な事項

(報告等)

第8条 大会事務局は、大会終了後、次の書類を作成し、協議会本部及び次期事務局大学に送付し、総務委員会の承認を得なければならない。

- (1) 決算書
- (2) プログラム及び記録報告書
- (3) その他次期大会運営に参考となると思われる事項等

2 決算書については、監査委員の監査を受けなければならない。

(経費)

第9条 大会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 協議会から交付される体育大会経費（加盟大学分担金）
- (2) その他の補助金
- (3) その他

(その他)

第10条 本規則は、総務委員会の提案に基づき評議員会の議を経なければ改正することができない。

#### 附 則

1. 本規則は、昭和50年1月1日から施行する。
2. 本規則は、昭和50年5月6日から施行する。
3. 本規則は、昭和57年1月1日から施行する。
4. 本規則は、平成10年4月1日から施行する。
5. 本規則は、平成18年5月23日から施行する。
6. 本規則は、平成30年5月16日から施行する。